

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

- ・本市の交通に関する状況は、自動車保有台数の増加（2.62 台／世帯（H22））に伴い、自動車利用が多く、鉄道やバスなどの公共交通機関利用が減少している。
- ・鉄道は、赤湯駅（南陽市）から荒砥駅（白鷹町）を結ぶ全長 30.5km の山形鉄道フラワー長井線が運行している。本市の中心市街地の西部に長井駅が立地しており、通勤通学のみならずビジネスマンや観光客にも利用されている。
- ・バスについては、市営バスが交通弱者の移動手段として、中心市街地と周辺地区とを結ぶ重要な役割を担い、買い物や通院等で利用されている。また、民間事業者の運行については県都山形市と結ぶ 1 路線のみ運行されており、便数等は限られているものの重要な交通手段である。

(2) 事業の必要性

- ・本市の交通施策を進めるにあたっては、長井市第 5 次総合計画の基本目標である「住みやすく魅力あふれるまちづくり」において、地域公共交通の充実を掲げている。その中でも「日常生活に必要な公共交通手段の維持、確保」を目指し、具体的な取り組みを行うとしている。
- ・鉄道については、山形県や沿線自治体と連携し、第 3 セクターである山形鉄道（株）の経営改善を遂行し、地域住民の生活に必要不可欠な交通手段を守っていくとしている。
- ・市営バスについては、運行形態の見直しを行い、より多くの市民が便利に利用できる体制をつくり、かつ来街者の 2 次的な交通手段としても活用できるよう交通面から「にぎわい」と「商業の活性化」を進めていくこととしている。
- ・高齢社会の進展に対応し、誰もが気軽に中心市街地に訪れることができるように公共交通の空白地域の解消と中心市街地とのアクセスを充実させることとしている。

(3) フォローアップ

年 1 回、基本計画に位置づけた取り組みの進捗調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、必要に応じて事業の改善などの措置をする。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

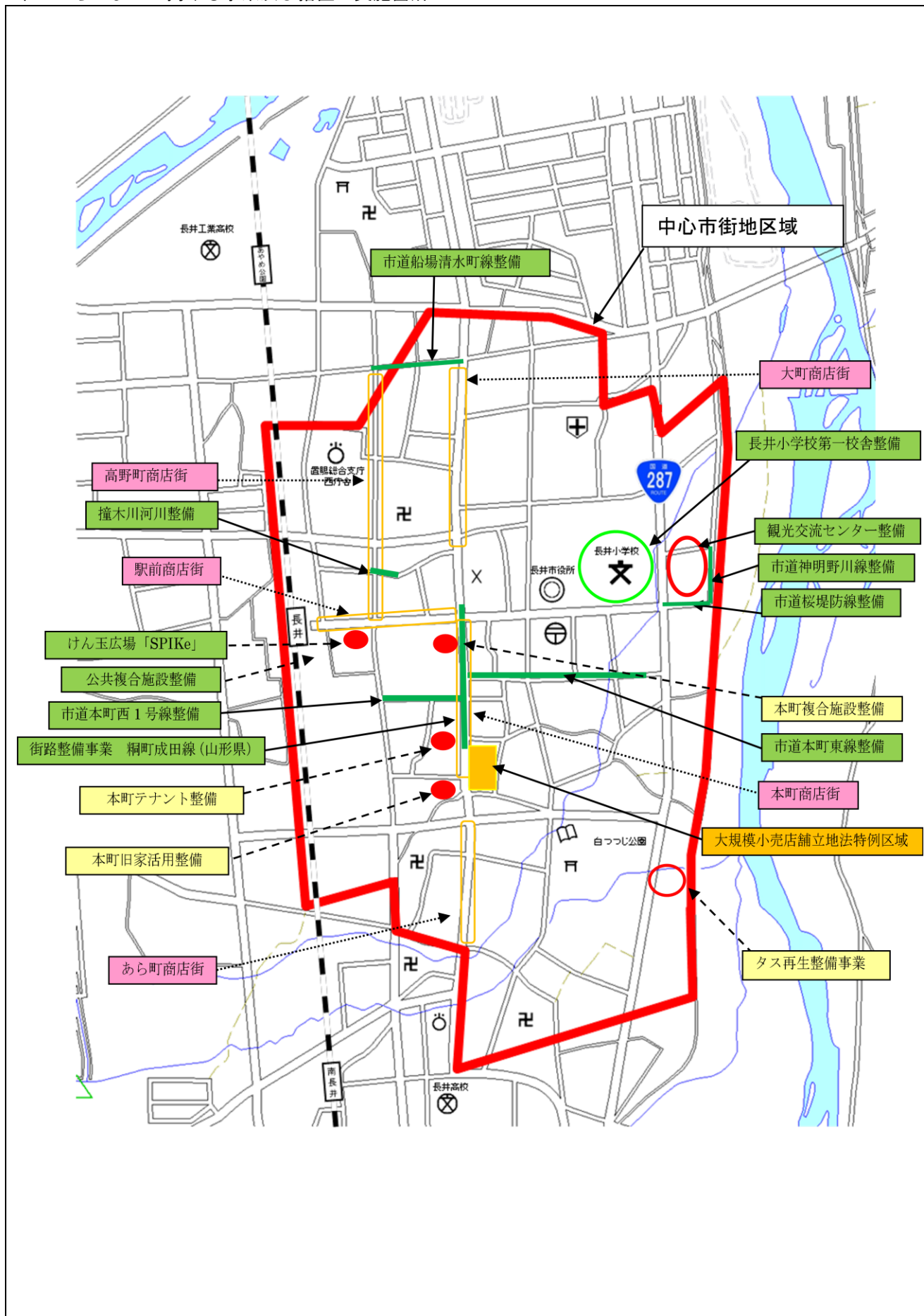
（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業 48〕 フラワー長井線再生事業 〔内容〕 沿線住民の足として維持及び地域活性化の資源として活用する。 〔実施時期〕 平成27年度～	長井市及び山形県ほか1市2町	鉄道は、主に通勤通学のための公共交通機関として全市民にとって必要なものとなっている。 また、来街者を中心市街地へ誘導する重要な手段である。 長井駅を中心へのアクセス拠点とすることによって交流人口の増加に繋がり、「にぎわいの創出」と「まちなか活性化」に寄与するものである。	〔支援措置〕 鉄道事業再構築事業（地域公共交通網形成計画） 〔実施時期〕 平成27年度～	
〔事業 49〕 市営バス運行事業 〔内容〕 沿線住民の足として維持及び地域活性化の資源として活用する。 〔実施時期〕 平成27年度～	長井市	バスは身近な公共交通機関として交通弱者だけでなく全市民にとって必要なものとなっている。また、中心市街地における市民及び来街者の利便性を確保し、回遊性を図る重要な手段である。バスの運行により、中心市街地と周辺地域を結び、かつ観光拠点からのアクセス向上を図り、「にぎわいの創出」と「まちなか活性化」に寄与するものである。	〔支援措置〕 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィダー系統確保維持国庫補助金） 〔実施時期〕 平成27年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための 位置付け及び必要性	措置の内容及び 実施時期	その他の事項
[事業 50] 高齢者外出支援事業 [内容] 高齢者や障がい者を対象に買い物や通院等で利用支援 [実施時期] 平成27年度～	長井市	高齢社会の進展に対応し、中心市街地と周辺地域との連携強化を図るためには、利便性の高い公共交通の形成が必要である。		
[事業 51] 障がい者移送サービス事業 [内容] 生活上、必要不可欠な外出の利用支援 [実施時期] 平成27年度～	長井市	高齢社会の進展に対応し、中心市街地と周辺地域との連携強化を図るためには、利便性の高い公共交通の形成が必要である。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【中心市街地で実施する事業】

- ・フットパス周辺環境整備事業
- ・まちづくり活動推進（まちづくり協議会・ワークショップ開催）事業
- ・まちづくり活動推進（景観（修景）整備支援）事業
- ・長井小学校第一校舎整備事業
- ・学童クラブ施設整備事業
- ・中心市街地の空き家実態調査及び活用策検討事業
- ・長井市定住促進支援事業
- ・長井市住宅新築・増改築支援事業
- ・長井市住宅リフォーム支援事業

【その他ソフト事業及び措置】

- ・観光地域づくりプラットフォーム事業
- ・本町青空フェスティバル事業
- ・商店街ガイドツアー事業
- ・ながい産業フェア事業
- ・おらんだラジオ運営事業
- ・起業・創業支援事業
- ・まちなか活性化補助金
- ・公衆無線LAN構築整備事業
- ・健康増進ウォーキング事業
- ・さくらまつり事業
- ・白つつじまつり事業
- ・ながい黒獅子まつり事業
- ・あやめまつり事業
- ・ながい水まつり事業
- ・ながい雪灯り回廊まつり事業
- ・花観光推進事業
- ・御殿市開催事業
- ・小桜朝市開催事業
- ・親子ふれあい事業
- ・まち歩き観光事業
- ・観光ボランティアガイド事業
- ・けん玉のふる里プロジェクト事業
- ・農産物直売店運営事業
- ・まちの駅運営事業